

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等について

1 特例法趣旨

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等（公職選挙法第49条第2項に規定する郵便等）を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めたもの

2 公布日

令和3年6月18日

3 施行日

令和3年6月23日

（特例法の施行日以後、選挙の期日を公示され又は告示される選挙から対象）

4 特定患者等

次のいずれかに該当するもの

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項(第3号に係る部分に限る)の規定による宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求めを受けた者
- (2) 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置により宿泊施設内に収容されている者

5 投票の手續及び方法

(1) 投票用紙の請求手続き

請求の時に於いて外出自粛要請等の期間が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる場合、当該選挙の期日前4日までに、選挙人の登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名した文書に、外出自粛要請等に係る書面を添えて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求する。

(2) 投票方法

郵便等による不在者投票の方法に関する規定（公職選挙法施行令第59条の5）を準用し、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行う。

## 6 東京都議会議員選挙への対応

### (1) 選挙人に対する周知

- ①区ホームページに特例郵便等投票制度案内及び投票用紙請求書等関係様式掲載
- ②自宅療養者へ電話により、特例郵便等投票制度の案内及び利用希望の確認

### (2) 特例郵便等投票用紙等請求期限

令和3年6月30日（水）午後5時

### (3) 特例郵便等投票送付期限

令和3年7月4日（日）午後8時

### (4) 投票結果

- ①投票用紙等の請求 6件
- ②投票用紙等の交付 6件
- ③投票 4件※

(※②交付6件うち2件については宿泊施設の退所により返送)